

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第17号 平成28年8月



第17回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 「自治基本条例素案」のまとめの検討を行いました

第17回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案
～これまでの検討結果のまとめ「条例素案検討資料（とりまとめ部会案）」について
3. 素案のまとめの検討②
 - (1) グループでの話し合い
 - (2) 他のグループの話し合いの内容を共有、意見交換
4. 「前文」の検討について
5. おわりに

「行政運営」と「実効性の確保」について検討しました

7月20日（水）、第17回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

今回も前回に引き続き、とりまとめ部会から提案された「条例素案検討資料」を基に「第4章行政運営」、「第5章実効性の確保」について話し合いを行いました。



古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。

条例素案検討資料（とりまとめ部会案）

12月の答申に向け、これまでの話し合いや古賀みらいサマーミーティング等で出された多様な市民の意見をできるだけ反映しながらとりまとめ部会が作成したものです。

これを基に、第16回～第18回（6月～8月）策定委員会で検討し、加筆・修正していきます。

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																											
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・市長への素案提出				パブコム周知活動		議会	施行

今ここ

条例素案のまとめの検討②

条例素案検討資料（とりまとめ部会案）内容

第4章 行政運営

行政計画

- 行政は、総合振興計画をはじめとする行政の様々な計画（以下「行政計画」という）の策定に当たっては、市民参加の機会の充実に努める。
- 行政は、行政計画の適切な進行管理を行う。

策定委員会で
出た意見

意見等の取扱い

- 行政は、行政運営に反映させるため、市民の意見等を広く聴く機会の充実に努める。
- 行政は、市民から行政運営に対する意見、要望、提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。

行政が確実に
対応する
ためには、こ
の表現で良
いか？

附属機関等（市民公募の推進）

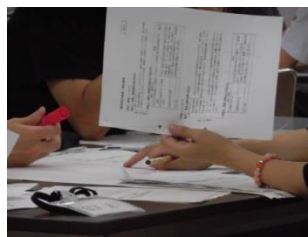
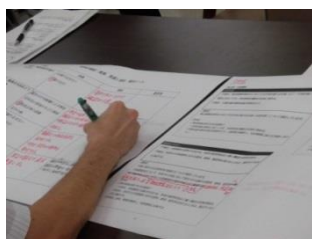
- 行政は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努める。

第5章 実効性の確保

これまでの話し合いの内容を踏まえて、どのようにして条例を活かしていくかについて話し合いました。

主な意見

- ・ 条例が機能しているか、また時代に合っているかを検証し、見直していくことが必要。
- ・ 検証は市民の参加のもとに行う、または策定委員や公募市民を含む委員会を設けて行う。
- ・ 見直しを行う期間を定めておいたほうが良い。



※この条例素案検討資料は現時点での案であり、今後の検討内容を踏まえ、変更することがあります。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
・ 電話：092-942-1165 ・ Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

